

香川県高等学校体育連盟規約

第一章 名称及び事務局

第1条 本連盟は香川県高等学校体育連盟と称する。（略称 香高体）

第2条 本連盟の事務局を会長指定の学校内に置く。

第二章 目的

第3条 本連盟は高等学校に於ける体育の健全な発達を図るを以て目的とする。

第三章 事業

第4条 本連盟は第3条の目的達成の為次の事業を行なう。

- 1 高等学校生徒の諸体育大会の開催
- 2 高等学校体育に関する調査研究
- 3 その他本連盟の目的達成に必要な事項

第四章 組織

第5条 本連盟は高等学校職員生徒を以て組織する。

- 第6条
- 1 本連盟に競技種目別の専門部を置く，その細部は別に定める。
 - 2 本連盟に必要な応じて専門委員会を置く事が出来る。その細則は別に定める。

第五章 役員

第7条 本連盟は次の役員を置く。

- 1 会長 1名
 - 2 副会長 若干名
 - 3 理事長 1名
 - 4 評議員 若干名
 - 5 理事 若干名（内 常務理事 若干名）
 - 6 事務局長 1名
 - 7 事務局次長 若干名
 - 8 監事 若干名
 - 9 専門部会長 若干名
 - 10 種目別競技専門委員長 若干名
 - 11 顧問 若干名
- 2 副理事長、専門部副部会長は特に必要と認められた場合には，おくことができる。

第 8 条 会長，副会長は校長協会より推薦され，評議員会に於て承認する。

会長は本連盟を代表し会務を総括する。

副会長は会長を補佐し，会長事故あるときは，その職務を代行する。

第 9 条 評議員は，各高等学校より選出された者にして，本連盟の会務を審議する。

第 10 条 理事は，評議員会において地区毎に選出する。なお，必要に応じて会長が委嘱することができる。理事は本連盟の事業の執行，ならびに会務の処理にあたる。

第 11 条 理事長，副理事長および常務理事は理事の互選により，会長が委嘱する。理事長，副理事長，常務理事は会務の処理にあたる。

第 12 条 事務局長及び事務局次長は会長が委嘱し，本連盟の庶務，会計にあたる。

第 13 条 監事は評議員会に於て推せんし，会長が委嘱する。監事は会計を監査する。監事は理事を兼ねることができない。

第 14 条 顧問は評議員会に於て推せんし，会長が委嘱する。顧問は，重要事項に関し，会長の諮問に応ずる。

第 15 条 専門部会長，専門副部会長は会長が委嘱する。当該部を代表し，会務を総括する。

第 16 条 専門委員長は会長が委嘱する。当該部の会務を処理する。

第 17 条 役員の任期は 2 ケ年とする。但し再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第六章 会 議

第 18 条 評議員会は会長が招集し，決算，事業その他の重要事項を審議決定する。

第 19 条 会長は会務の運営上必要に応じ，理事会，常務理事会，専門委員長会を招集することができる。

第 20 条 緊急な事項で評議員会を開く暇のないときは，理事会が代行し，次の評議員会に報告する。

第 21 条 すべての会議は構成員の 3 分の 2 以上の出席者をもって成立し，議事は出席者の過半数をもって決する。但し委任状は認める。

第七章 会 計

第 22 条 本連盟の経費は会費，寄付金，その他の収入を以てこれに充てる。

第 23 条 本連盟会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終る。

第八章 附 則

第 24 条 本規約は評議員の議決によらなければ変更することができない。

第 25 条 本規約は昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

(昭和 46 年 4 月 22 日 一部改正)

(昭和 47 年 4 月 26 日 〃)

(昭和 52 年 4 月 20 日 〃)

(昭和 53 年 4 月 20 日 〃)

(昭和 54 年 4 月 18 日 〃)

(平成 3 年 4 月 18 日 〃)

(平成 20 年 4 月 18 日 〃)

(平成 23 年 4 月 15 日 〃)